

【登録証の再交付】全国通訳案内士登録申請に必要な書類一覧

	必要書類	備考
1	登録証再交付申請書 (様式あり)	氏名、住所の記載については こちら を参照してください。 ※複数言語申請の場合は、言語ごとに作成してください。
2	登録証 ※郵送提出	昭和 58 年 12 月 10 日から平成 18 年 3 月 31 日までに交付された「通訳案内業免許証」も、登録証とみなされます。
3	写真(2枚) ※郵送提出 ※複数言語申請の場合は、各言語につき2枚	最近 6 か月以内に撮影されたものであること。 無帽、正面、上三分身、無背景 大きさ縦 3.0cm、横 2.4cm カラー、モノクロどちらでも可 裏面に氏名を記載してください。
4	切手 ※郵送提出	460 円分
	手数料(4,000 円)	申請時に「e-kanagawa 電子申請」で電子納付してください。 窓口申請の場合は、次の方法で納付してください。 【令和7年3月31日まで】 収入証紙またはキャッシュレス決済 【令和7年4月1日から(予定)】 キャッシュレス決済または納付書

※登録証を亡失・著しく損じた場合は、下記の書類も必要です。

5	合格証書の写し	※合格証書と氏名が異なる場合は、戸籍抄本も必要です。
6	住民票抄本 注)マイナンバーが記載されている住民票は不可	最近 6 か月以内に発行のものであること。 <u>次のア・イいずれかの書類に代えることができます。</u> ア.運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、写真付き住民基本台帳カード イ.在留カード、特別永住者証明書